

錢屋佐兵衛と公債

須賀博樹

はつめい

明治政府が実施した藩債処分は、両替商の大名貸債権を新公債・旧公債へと変換させた。特に年四%利率の新公債に関しては、近世両替商を近代資本家へと転身させていく上で大きな役割を果たしたものと評価できよう。他方で、秩禄処分により発行された金禄公債も資本の役割を担うことになり、市場でも取引されることで資産運用の手段になつたことは疑いないところである。本稿では大坂両替商の逸身家錢屋佐兵衛（以下、錢佐と記す）が所有した各種公債について詳細に分析を加え、新公債が錢佐の資本家としての活動上でもたらした効果、金禄公債の取得と利殖の実態を述べる。

本稿で分析対象とする基本史料は、錢屋佐兵衛の「諸家貸」（嘉永元年～明治十九年）で、便宜上その目次を示すと表1になる。これは

大名貸帳簿の一つで貸付先毎に貸付を行った年月日・額及び年月日を記載している。「諸家貸」では各勘定の毎年年末の残高が符牒で記されており、その符丁は「ハヤラキワフクノカミ」である。そして、錢佐で所有したことがある公債は、旧公債・新公債・軍事公債・金録公債・起業公債である。これら公債が若干交じることがあっても基本四つの勘定で記載が行われており、史料中に「金録座」「新債座」という表現もあることから「座」とも称していたものと思われる。「諸家貸」の中でこの四つの勘定は、前から2・9・21・24番目に位置する。「諸家貸」の公債に係る四つの勘定は、現在の勘定形式に直して考察を加えていくが、基本的には「諸家貸」の見出しの名称を勘定科目名と呼んでいくことにする。尚、後に出てくる「諸家貸」からの引用史料で、○で囲んだ一二支印は全て朱印である。

表1 錢佐「諸家貸」目次

	見出し	書き出し
1	附込	
2	新公債	新公債証券
3	高鍋	日州高鍋 秋月佐渡守様
4	高鍋家中	日州高鍋 秋月佐渡守様 御家中衆
5	岸和田	泉州岸和田 岡部美濃守様
6	小田原	相州小田原 大久保加賀守様
7	蒔田	備中井出 蒔田左衛門様
8	庭瀬	備中庭瀬 板倉摂津守様
9	金禄	金禄公債証券 軍事公債証券
10	伯太	泉州伯太 渡辺備中守様
11	妙法院	妙法院宮
12	妙法院貸付	妙法院宮御貸附
13	肥前	肥前佐賀 松平肥前守様
14	肥前年済	肥前佐賀 松平肥前守様 年済分
15	因州	因州鳥取 松平因幡守様
16	因州家老	因州鳥取 松平因幡守様 御家中分
17	記載なし	式番 肥後熊本 細川越中守様
18	土浦	常州 土屋采女正様
19	徳山	防州徳山 毛利淡路守様
20	永上納分	
21	旧公債	旧公債証券
22	記載なし	式番 泉州伯太 渡辺備中守様
23	記載なし	予州吉田 伊達従五位様
24	見出しなし	(内容は明治13~32年の旧公債・新公債・軍事公債)
25	記載なし	肥前五島 五島左衛門尉様
26	記載なし	式番 備中浅尾 蒔田相模守様
27	記載なし	阿波徳島 松平阿波守様
28	記載なし	土佐高知 松平土佐守様
29	記載なし	肥後熊本 細川越中守様
30	記載なし	勢州津 藤堂和泉守様
31	記載なし	土州御家老宿毛 山内主馬様
32	記載なし	式番 泉州岸和田 岡部美濃守様
33	記載なし	(内容は嘉永元年~明治32年の各年残高)

参考)「諸家貸」(嘉永元年~明治19年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書 7 1〕)。

錢佐の研究⁴⁾については『両替商 錢屋佐兵衛』にもまとめられているが、錢佐が所有した各種公債については、幕末の大名貸経営と明治の藩債処分⁵⁾で、明治一三年(一八八〇)三月に大阪で二番目の私立銀行として設立された逸身銀行(資本金一〇万円)の経営との関連で、

その意義が指摘されている⁵⁾。小林延人は錢佐の新公債・旧公債の形成での特徴を、天保一四年(一八四三)以前の債権である古債率が低い点、借り換えを積極的に進めたことで旧公債の割合が低くなった点、朝敵藩への貸付が少ない

表2 逸身佐兵衛店公債所有額の動向

年末	新公債	旧公債	金録公債	合計
	円	円	円	円
1873 明治6	5,225	1,056		6,281
1874 明治7	44,375	7,896		52,271
1875 明治8	55,750	8,073		63,823
1876 明治9	55,750	7,898		63,648
1877 明治10	55,750	7,722		63,472
1878 明治11	55,750	7,547		63,297
1879 明治12	55,750	7,371		63,121
1880 明治13	55,750	7,356		63,106
1881 明治14	55,750	7,150		62,900
1882 明治15	54,249	6,945	1,501	62,695
1883 明治16	54,249	6,739	1,717	62,705
1884 明治17	54,013	6,534	1,737	62,284
1885 明治18	54,013	6,328	1,996	62,337
1886 明治19	54,013	6,123	2,273	62,409
1887 明治20	55,800	5,917	0	61,717
1888 明治21	55,800	5,712		61,512
1889 明治22	56,866	5,506		62,372
1890 明治23	56,866	5,301		62,167
1891 明治24	56,866	5,095		61,961
1892 明治25	56,866	4,890		61,756
1893 明治26	40,641	4,684	軍事公債	45,325
1894 明治27	40,341	4,479	7,700	52,520
1895 明治28	40,341	4,273	36,150	80,764
1896 明治29	539	4,068	36,150	40,757
1897 明治30	539	3,862	36,150	40,551
1898 明治31	539	3,657	36,150	40,346
1899 明治32	539	3,451	0	3,990
1900 明治33	0			

注1) 「諸家貸」(嘉永元年～明治19年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書7-1〕)より作成。

注2) 各年末時点の公債所有残額を示した。旧公債の1900年末時点の所有額は不明。

出典) 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 銭屋佐兵衛(2 逸身家文書 研究)』東京大学出版会、2014年、221頁。

点を指摘している。そして逸身家が取得した公債は、新公債六万一千八百五十五円と旧公債八九三九円、その内、藩債が転化したものは新公債四万二千六百一十五円と旧公債八三〇〇円(計五万九千五百円程)になっている。しかし指摘されている通り不明な点や実証が困難な点も多いのも事実である。

確かに銭佐が所有した新公債と旧公債の残高を正確に把握することは大変困難であり、それがこれまで受取利息高を明確にしにくかった部分でもある。また、筆者は因州鳥取藩債からは、旧公債に該当するものは無く、全て新公債での採用だったことを確認した。

中西聡は明治六～三年(一八七三～一九〇〇)の各年度末時点の公債所有残高である「逸身佐兵衛店公債所有額の動向」を掲げており、それを示すと表2になる。同店は一八七〇年代半ばに藩債の新公債への切り替えを積極的に進めたと考えられ、それが不動産と並ぶ店の主要な資産となった。明治二年(一八六六)の反動恐慌の際に逸身銀行は預金取り付けに見舞われて日本銀行の融資により救済されており、その際に銭佐所有の新公債の一部が逸身銀行に提供されたと考えられ、諸公債を逸身銀行へ繰り入れて売却し、それを積立金へ回して補てんしたと述べている。

この指摘については、新公債は政府の償還期限直前であるため、銭佐の新公債が逸身銀行へ一時的な担保として提供され、逸身銀行はその償還の結果によって一度は危機を脱することができたと言えるのではないだろうか。

また、表2の金額は「諸家貸」の取得金額での残高であるため、銭佐が所有する各種公債の額面金額が正確に反映されていない問題も存在する。公債は取得時の金額で勘定へ計上されているため、交付や譲請では額面金額のままで、購入では取得金額で計上されているため問題も生じる。一つは額面金額と取得金額の差があるため償還前後どこかの時点でその差を埋める処理を行わなければならず、銭佐はこれほどの時点でどのように行つたかを検討してみたい。二つは特に新公債での課題になるが、政府から利息が交付される際は公債の額面金額に基づくため、勘定を詳細に検証していくことで所有する公債の額面金額高をその都度把握し、新公債からの受取利息高の推計を試みる。

以上を踏まえ本稿では、詳細な分析がなされていない「諸家貸」の各種公債の四つの勘定を分析して、各種公債の交付や取引実態（譲請・購入・売却）や銭佐の受取利息の実態に迫ることが目的になる。

通常の有価証券取引では取得金額が基準にされるが、本稿では公債の額面金額を中心に、銭佐が購入時の公債価格にも注目する。

一 銭佐所有の新公債の背景

銭佐が所有した新公債で、譲受と交付の背景に特徴があるものについて説明を加えていきたい。明治七年（一八七四）四月一八日に銭佐は鴻池善五郎家より新公債五〇〇〇円が譲られた。同五年一月二〇日に大阪府から大蔵大輔井上馨へ出された、山中家所有藩債処分に関して、鴻池善五郎家の状況が次のように述べられている。

府下今橋通二丁目山中善五郎儀、古来旧諸藩工貸付金有之内、他借を以致用弁候分凡十萬円斗有之、然二廃藩已後融通利潤之道打絶難洪罷在而已ならず、右他借向二ヨリ一時返金を催促二及、既二当春貸主共より出訴致候砌、身代限取立候外無之処、旧藩債御下渡有之時八借財を償却し余分を以屹度家名再興も可致程之儀二付、町役人とも種々手を尽し、右藩債御下渡しを目的として貸主共え返金之期当九月迄延引之頼談二及ヒ辛して承認を得（中略）最早期限も過去り未夕藩債御処分も無之、（中略）尤府下独り善五郎而已ならず此類数多有之候二付、藩債御下渡之期日予メ御見込之程御指示し相成候ハ、其辺を双方え理解之致方も可有之⁶

鴻池善五郎家の大名貸の中で、大名家への貸付金の中には他商人からの借入金を運用している分が一〇万円程あった。鴻池善五郎家では、廃藩以後は融通利潤の道が杜絶したのみならず、債権者より返金を求められ出訴されていた。政府より旧藩債が下げ渡されたならば、それで債権者へ返済を行い、その余分で家名再興も考慮に入れて、債権者への返済期限は明治五年九月としていた。しかし、その期限も過

ぎても政府より旧藩債が渡される見込みもない。鴻池善五郎家のみならず府下にこのような商人が多くいるため、政府の旧藩債下げ渡しの期日を示してくれば、債権者と示談が付けやすいと述べている。

これに対し明治五年一月二日に井上馨からの返答では、藩債処分について「書面藩債御処分之儀八、御国内一般之事二而、此節確定難及、差図精々取調中二付、遅クモ来春二八夫々御処分可有之」として、処分期日の確定はできないが同六年春には示したいと述べている。錢佐が鴻池善五郎家より譲られた新公債は、鴻池善五郎が他借により大名貸を行っていた分の返済と考えられる。

錢佐へ交付された新公債でも、小田原藩債では次のような独特な例が見られた。錢佐の小田原藩債は、新公債に九三五円九〇・八九銭の一件が採用された。

小田原藩は「戊辰ノ年家名新立ノ月以來新規藩用ノ借口ノミ公債ニ相立候」というように朝敵藩である。錢佐「日記」の明治元年一月一四日条にある山崎彦四郎・石原五郎左衛門より到来した一月一日付「小田原廻状」にも次のように述べられている。すなわち、藩主大久保忠礼が重く譴責を受けて謹慎していたが「今般以出格 御寛典 永塾居被仰付、家督之義者同性中務少輔殿嫡子岩丸江願之通相統被仰付七万五千石被下置候段被 仰出難有被奉存候旨申越候」とあることから、永塾居になり、家督は大久保教義の長男岩丸（後の大久保忠良）へ願い通り替わることになり、減封されて七万五〇〇〇石を相続することが知らされている。このような事情の藩だが、新公債の形成

過程では同二年二月の「借入金証文之事」に次のようにある。

借入金証文之事

安政六年未年出銀百貫目之口追々済入残

一、銀式拾貫目

此金百貳十四兩三朱・永卅六文壹分

但平均相庭百六十一匁

元治元子年出銀百貫目之口追々済入残

一、銀六拾貫目

此金三百七拾貳兩貳步貳朱・永四十五文八分壹厘

但平均相場百六十一匁

慶応元丑年出銀五十貫目之口追々済入残

一、三拾六貫目

此金貳百廿三兩貳步壹朱・永三十九文九分八厘

但平均相庭百六十一匁

同三卯年十一月出銀五拾貫目之分

一、五拾貫目

此金貳百八拾貳兩壹步・永拾貳文六分貳厘

但平均相庭百七十七匁分四厘

×金千貳兩三歩・永九文五分壹厘

此三拾ヶ年賦

金三拾三兩壹步貳朱・永五十文三歩壹厘七毛宛

巳暮済入 午暮済入 未暮済入 申暮済入

西暮済入 戌暮済入 亥暮済入 子暮済入
 丑暮済入 寅暮済入 卯暮済入 辰暮済入
 巳暮済入 午暮済入 未暮済入 申暮済入
 酉暮済入 戌暮済入 亥暮済入 子暮済入
 丑暮済入 寅暮済入 卯暮済入 辰暮済入
 巳暮済入 午暮済入 未暮済入 申暮済入
 酉暮済入 戌暮済入 亥暮済入 子暮済入

右者当藩就入用近年借入口々々元利済入取斗居候所、今般及御演舌候通追々藩債相高會計難立行候間不得止事、無利足三拾ヶ年賦返弁之儀御頼申候所速二御承知被下候二付而者、前書年割之通毎暮無相違返済可致候、為後証依而如件

明治二己巳年十二月 小田原藩 三木式左衛門
 久保田好太郎
 大庭保三
 福住英勇
 牧野汀

逸身佐兵衛殿
 前書之通相違無之候、以上

三幣玄
 石原戒三¹⁾

安政六年(一八五九)・元治元年(一八六四)・慶応元年(一八六五)・慶応三年の借銀四口で三〇〇貫目だったが、一三四貫目が元入れされ、残高一六六貫目だった。

明治二年一二月に藩と錢佐の間で藩債整理がなされ、借銀四口の残高一六六貫目は、平均相場一六一匁か一七七・一四匁で金高へと直され、一〇〇二兩三分と永九・五一文になった。この藩債整理では無利息三〇年賦となり、毎年暮に金三三兩一分二朱と永五〇・三三七文ずつを元入れすることになり、「巳暮済入」も「戌暮済入」は同一く三年(一八六九〜一八九八)の三〇年賦であることが示されている。しかし実際には、同一く三年分(金六六兩三分と永一〇〇・六三四文)だけを元入れただけで同四年の藩債処分を迎えた。

原則として明治元年以前の貸出銀高のため旧公債に該当するが、朝敵藩であり家名新立以前であるため不採用の藩債の筈だが、家名新立後に藩債整理が行われたために新公債になった。¹²⁾

二 各種公債

1 新公債

新公債は年四%利付で、明治二九年(一八九六)一〇月に償還を終了した。新公債は同一〇年以前には株式取引所での相場が立っていない¹³⁾。かつたため相場価格の記載はない。

「諸家貸」における見出しは「新公債」とあり、標題は「新公債証券」と記されている。これを勘定の形式に書き換えたものが表3になる。借方には交付・譲請・購入・付替を、貸方には抽籤償還等を記した。しかし注意を要するのは、貸方で償還は記しているものの、新公

表3 新公債証券

年	月日	摘要	番号	借方 円.	年	月日	摘要	番号	貸方 円.
1873	明治6 10 1	(交付)	(額面 5,225円) ①	5,225.00					
1874	明治7 3 8	(交付)	(額面 32,350円) ②	32,350.00					
1874	明治7 4 18	山中善五郎殿より(譲請)	(額面 500円) ③	500.00					
1874	明治7 7 3	為換会社割賦金之内証券(譲請)	(額面 1,000円) ④	1,000.00					
1874	明治7 12 18	(交付)	(額面 5,050円) ⑤	5,050.00					
1874	明治7 12 24	為換会社割賦金之内証券(譲請)	(額面 250円) ⑥	250.00					
1875	明治8 3 30	(交付)	(額面 10,250円) ⑦	10,250.00					
1875	明治8 6 18	為換会社割賦金之内証券(譲請)	(額面 800円) ⑧	800.00					
1875	明治8 12 15	為換会社割賦金之内証券(譲請)	(額面 325円) ⑨	325.00					
1882	明治15 4 21	購入	(額面 2,000円) ⑩	1,124.00	1882	明治15 4 21	当午(明治15)年籤当り(償還)	?	3,450.00
1882	明治15 7 13	購入	(額面 1,000円) ⑪	550.00					
1882	明治15 7 27	購入	(額面 500円) ⑫	275.00					
1884	明治17 4 21	購入	(額面 1,000円) ⑬	764.00	1884	明治17 4 17	当申(明治17)年籤当り(償還)	?	1,000.00
1887	明治20 1 6	金録座より付替		1,737.00					
1887	明治20 1 6	直連分利金之内へ上ル		50.00					
1889	明治22 7 16	購入	(額面 1,600円) ⑯	1,066.40					
					1893	明治26 5 16	当巳(明治26)年抽籤分(償還)	?	16,225.00
					1894	明治27 5 4	当午(明治27)年抽籤分(償還)	?	300.00
					1896	明治29 4 21	当申(明治29)年抽籤分(償還)	?	1,100.00
					1896	明治29 4 21	当申(明治29)年抽籤分(償還)	?	13,550.00
					1896	明治29 11 10	当申(明治29)年悉皆償還済	?	26,225.00
					1896	明治29 11 10	新公債償還済二付違分	?	5.00
1900	明治33 5 1	新公債償還済引残	⑰	538.60					
		(額面 61,850円)		61,855.00					61,855.00

債に関する年四%の受取利息についての記載はされていないため、別に利益処理されたものと考えられる。

次に史料の一部を引用して解説していくが、矢印先には表3からの内容(番号、抽籤償還)と表2からの内容(公債所有額つまり帳簿上残高)に関連している。特に明治二七(二六年)一八八四一八九三)における新公債の償還と補充、新公債の取得金額と額面金額との差の補てん、償還期限前の大きな償還例の箇所を示す。

明治十七甲申一月吉日

申四月十七日

①一、金千円 取

↓ 抽籤償還

当申年・籤当りほ印五拾円

証券式拾枚

四月廿一日

・印分残ハクヲク〇〇〇〇

①一、金七百六拾四円

かし

↓ ⑬ 取得金額

額面千円代・

↓ ⑬ 額面金額

明治十七甲申十二月

残ワキ〇〇ミヲ〇〇〇〇

↓ 帳簿上残高

明治二十丁亥一月吉日

一月六日

①一、金千七百三拾七円

かし

↓ ⑭ 金禄より付替

金録座分付替

②一、同五拾円

かし

↓ ⑮ 値違い分

直達分利金之内へ上ル

明治二十丁亥一月

残ワフノ〇〇〇〇〇〇

↓ 帳簿上残高

明治二十二己丑一月吉日

七月十六日

⑤一、金千六拾六円四拾銭

かし

↓ ⑯ 取得金額

額面千六百元代六十六円六十五銭かへ

↓ ⑯ 額面金額

明治二十二己丑七月

残ワフノフキ〇〇〇〇

↓ 帳簿上残高

明治二十六癸巳一月吉日

五月十六日

⑥一、金壹萬六千貳百貳拾五円

取 ↓ 抽籤償還

当巳年抽籤分

特に史料では、明治二〇年一月の新公債残高は五万五八〇〇円で、⑯同二年七月一日に額面金額一六〇〇円を一〇六六円四〇銭で取得し、新公債残高は五万六八六六円四〇銭となる。同二六年五月一日に新公債一万六二二五円の抽籤償還があつた。次に表3を考察していきたい。

まず、借方から説明を加えるが、額面金額で計上されたものは明治九(一四年)一八七六(一八八一)の合計で五万五七五〇円(①)⑨)になる。政府の藩債処分の結果として交付されたものが①②⑤⑦

で五万二八七五円、証券では①明治六年一月一日に五三二五円（五〇〇証券を一〇枚・一〇〇円証券を二枚・二五円証券を一枚）、②同七年三月八日に三万三三三〇円（一〇〇円証券を一〇〇枚・五〇円証券を二二四枚・二五円証券を四四六枚）、⑤同七年二月一八日に五〇五〇円（五〇円証券を五〇枚・二五円証券を二〇枚）、⑦同八年三月三〇日に二万二五〇円（五〇円証券を一〇〇枚・二五円証券を二一〇枚）を受け取った。

譲請によるものが③④⑥⑧⑨で二八七五円になる。まず、③明治七年四月一八日に山中家鴻池屋善五郎より五〇〇円（一〇〇円証券を五枚）を受け取っている。次に、「為替会社割賦金之内証券」では④同七年七月二日に一〇〇〇円（一〇〇円証券一枚）と⑥同七年二月二四日に二五〇円（一〇〇円証券一枚・五〇円証券一枚）、⑧同八年六月一八日に八〇〇円（五〇円証券一枚）と⑨同八年二月一五日に三三二五円（二五円証券一枚）を受け取った。

取得金額で計上されたものは全て明治一五年以降で、何れも購入による⑩⑬⑯の五件があげられ、額面金額では六一〇〇円、取得金額では三七七九円四〇銭である。引用史料にも出ているが、特に^{（本）}額では付されている借方⑩⑬と貸方の同一五年四月二日・同一七年四月一七日の償還は、額面金額と取得金額との差が一七三七円と認識されている。

明治一五年において、貸方では四月二日には「す印」五〇円証券を六九枚、計三四五〇円が抽選で当たり銭佐にとって初の新公債償還

がされ、額面金額の残高五万三三〇〇円となった。貸方での償還は額面金額で記されている。そして、銭佐ではこの償還分の補充を次のように行っている。借方では⑩償還同日の四月二日に額面金額二〇〇円を二二四円（額面金額より減価四三・八％）で、⑪七月二日に額面金額一〇〇〇円を五五〇円（額面金額より減価四五％）で、⑫七月二七日に額面金額五〇〇円を二七五円（額面金額より減価四五％）で購入しており、合計で額面金額三五〇〇円を補充して償還されたほぼ同等の額面金額を資産として再び組み入れた。そのため、同一五年末の新公債に関して、額面金額の残高五万五八〇〇円となった（帳簿上の残高では五万四二四九円）。翌同一六年もこの勘定での変動はない。

明治一七年において、貸方では四月一七日には「ほ印」五〇円証券を二〇枚、計一〇〇〇円が抽選に当たり償還された。そして償還分の補充は、借方では⑬四月二日に額面金額一〇〇〇円を七六四円（額面金額より減価二三・六％）で購入しているため、額面金額の残高五万五八〇〇円は維持された（取得金額の残高では五万四〇一三元へと減少）。

この結果、明治一六～一九年の額面金額の残高は五万五八〇〇円になるが、⑭⑮（計一七八七円）が入ってきても額面金額に変動はないと考えられるため、同二〇～二一年も額面金額の残高は五万五八〇〇円になる。

注意を払うべきは、⑭明治二〇年一月六日に金祿座（金祿）より一

七三七円の付替が行われているが、これは購入した新公債を帳簿上の取得金額から公債の額面金額へと実質引き上げるための処理と考えられる。そのため「新公債」の勘定に金禄公債が交じることになったようにも見え、同二六～二九年に新公債の償還が通常に行われたことを含めて考えると、主に金禄公債は現金化されてその金額分を新公債勘定へ計上されたものとして考えておきたい。そのため表5は同二〇年一月六日で「無出入」になっている。他に、^⑮同二〇年一月六日に利金の内へ上げられた五〇円は^⑩～^⑬の額面四五〇〇円と同一五同一七年の償還四四五〇円との差である。

明治二年において、借方では^⑯七月一六日に額面金額一六〇〇円を一〇六六円四〇銭（額面金額より減価三三・三五％）で購入している。この結果、同二三～二五年（一八九〇～一八九二）の額面金額の残高は五万七四〇〇円になる。^⑰

その後の貸方では、明治二六年五月一六日に二万六二二五円、同二七年五月四日に三〇〇円が償還された。償還最終年になる同二九年は四月二一日に一〇〇〇円と一万三五五〇円、一月一〇日には二万六二二五円が償還された。その後、^⑱明治三三年五月一日に「新公債償還引残」五三八円六〇銭を借方で処理して、新公債勘定は「無出入」になった。

「諸家徳」^⑲には明治六～九年（一八七三～一八七六）の間だけ、それまでの諸藩からの徳銀に代わっていく形で新公債徳が登場する。その新公債徳は、同六年が三三八円（額面金額は八四五〇円と推計）、

同七年が二八三三元（額面金額は七万〇八二五円と推計）、同八年が一三三〇円（額面金額は三万七五〇円と推計）であるが、表3に表れる公債高とそこから推計される受取利息（表7）とは一致しない。

2 旧公債

旧公債は無利息であるのみならず、年賦償還だけの性格のものであるため年々その債額が減少していくものであった。政府は毎年一二月に一定の賦金二万九四五四円五〇銭を償還していった。そのため、市場での売買価格は他の有利息公債と比べると下位に位置した。明治三二年（一八九九）度までの償還済の累計は六一四万四七二六円であった。^⑳

「諸家貸」における見出しは「旧公債」、標題は「旧公債証券」と記され、内容は旧公債のみである。これを勘定の形式に書き換えたものが表4になる。借方には交付・譲受・購入を、貸方には割り下げと残高を記した。

次に史料の一部を引用して解説していくが、矢印先には表4からの内容（番号）に関連している。ここでは特に、明治一三年の箇所を示すことにする。

明治十三庚辰一月吉日

六月廿七日

⑲一、金百九拾三円五拾八銭 かし ↓⑳取得金額

額面千円西京平井忠兵衛取次同所小林 ↓㉑額面金額

表 4 旧公債証券

年	月日	摘要	番号	借方 円	年	月日	摘要	番号	貸方 円
1873	明治6 10 1	(交付)	(額面 1,100円)	1,100.00	1873	明治6 10 1	申(明治5 5 5) 准分	①	22.00
1874	明治7 3 8	(交付)	(額面 1,675円)	1,675.00	1873	明治6 12 26	酉(明治6 12 26) 准分	①	22.00
1874	明治7 12 18	(交付)	(額面 5,625円)	5,625.00	1874	明治7 3 8	甲(明治7 3 8) 准分、2割下ケ	②	67.00
1875	明治8 3 30	(交付)	(額面 50円)	50.00	1874	明治7 12 18	乙(明治7 12 18) 准分	③	55.50
1875	明治8 12 15	為換会控割賦金之内譲請証券(譲請)	(額面 325円)	299.00	1874	明治8 3 30	丙(明治8 3 30) 准分	④	337.50
					1875	明治8 12 25	申(明治8 12 25) 准分	④	3.00
					1876	明治9 12 25	酉(明治9 12 25) 准分	⑤	69.00
					1877	明治10 12 24	戌(明治10 12 24) 准分	⑤	175.50
					1878	明治11 12 24	亥(明治11 12 24) 准分	⑤	175.50
					1879	明治12 12 11	子(明治12 12 11) 准分	⑤	175.50
					1880	明治13 6 27	丑(明治13 6 27) 家より卯年迄明治8~12 年分20円ずつ御割下ケ/高	⑥	100.00
1880	明治13 6 27	高直井兵衛衛尉次小林万次郎前上り(譲請)	(額面 1,000円)	193.58	1880	明治13 12 6	辰(明治13 12 6) 年分御割下ケ	①	175.50
1880	明治13 6 27	申酉戌(明治5~7)初落分、外に8 銭陸運入用共	(額面 500円)	96.50	1880	明治13 12 6	巳(明治13 12 6) 500円の口辰(明治13 12 6) 年分御割下ケ	⑤	175.50
	(4.11)				1881	明治14 12 5	午(明治14 12 5) 500円の口巳(明治14 12 5) 年分御割下ケ	⑤	30.00
					1882	明治15 12 12	未(明治15 12 12) 500円の口午(明治15 12 12) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1883	明治16 12 3	申(明治16 12 3) 500円の口未(明治16 12 3) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1884	明治16 12 3	酉(明治16 12 3) 500円の口申(明治16 12 3) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1885	明治17 12 7	戌(明治17 12 7) 500円の口酉(明治17 12 7) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1885	明治18 12 11	亥(明治18 12 11) 500円の口戌(明治18 12 11) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1886	明治18 12 11	子(明治18 12 11) 500円の口亥(明治18 12 11) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1887	明治19 12 6	丑(明治19 12 6) 500円の口子(明治19 12 6) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1888	明治19 12 6	寅(明治19 12 6) 500円の口丑(明治19 12 6) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1889	明治20 12 3	卯(明治20 12 3) 500円の口寅(明治20 12 3) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1889	明治20 12 3	辰(明治20 12 3) 500円の口卯(明治20 12 3) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1890	明治21 12 6	巳(明治21 12 6) 500円の口辰(明治21 12 6) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1890	明治21 12 6	午(明治21 12 6) 500円の口巳(明治21 12 6) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1891	明治22 12 6	未(明治22 12 6) 500円の口午(明治22 12 6) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1892	明治22 12 6	申(明治22 12 6) 500円の口未(明治22 12 6) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1893	明治23 12 9	酉(明治23 12 9) 500円の口申(明治23 12 9) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1894	明治23 12 9	戌(明治23 12 9) 500円の口酉(明治23 12 9) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1895	明治24 12 9	亥(明治24 12 9) 500円の口戌(明治24 12 9) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1896	明治25 12 10	子(明治25 12 10) 500円の口亥(明治25 12 10) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1897	明治26 12 14	丑(明治26 12 14) 500円の口子(明治26 12 14) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1898	明治26 12 14	寅(明治26 12 14) 500円の口丑(明治26 12 14) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治27 12 14	卯(明治27 12 14) 500円の口寅(明治27 12 14) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治27 12 14	辰(明治27 12 14) 500円の口卯(明治27 12 14) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治28 12 14	巳(明治28 12 14) 500円の口辰(明治28 12 14) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治28 12 14	午(明治28 12 14) 500円の口巳(明治28 12 14) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治29 12 15	未(明治29 12 15) 500円の口午(明治29 12 15) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治29 12 15	申(明治29 12 15) 500円の口未(明治29 12 15) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治30 12 15	酉(明治30 12 15) 500円の口申(明治30 12 15) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治30 12 15	戌(明治30 12 15) 500円の口酉(明治30 12 15) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治31 12 6	亥(明治31 12 6) 500円の口戌(明治31 12 6) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治31 12 6	子(明治31 12 6) 500円の口亥(明治31 12 6) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治32 12 8	丑(明治32 12 8) 500円の口子(明治32 12 8) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治32 12 8	寅(明治32 12 8) 500円の口丑(明治32 12 8) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治32 12 8	卯(明治32 12 8) 500円の口寅(明治32 12 8) 年分御割下ケ	⑥	30.00
					1899	明治32 12 8	辰(明治32 12 8) 500円の口卯(明治32 12 8) 年分御割下ケ	⑥	175.50
					1899	明治32 12 8	(割り下げ残高)		3.451.08
			(合計10,275円)	9,039.08					9,039.08

万次郎殿の譲り請、尤申酉戌三ヶ年切
落分、外二八錢陸運入用共

⑤一、同百円 取 ↓⑥明治八～二二年未収分

亥年分卯年迄年々式十

円ツ、御割下ケメ高

〃 四月一日

⑧一、同九拾六円五拾錢 かし

↓⑦取得金額

額面五百円申酉戌亥子丑寅卯八ヶ年切

↓⑦額面金額

落 百円二付拾九円三十錢がへ

十二月六日

⑧一、同百七拾五円五拾錢 取 ↓①～⑤割り下げ

辰年分御割下ケ

〃

⑧一、同三拾円 取 ↓⑥⑦割り下げ

千五百円之口辰年分御割下ケ

史料では、旧公債の譲請と購入の相違、一ヶ年に二〇五円五〇銭の
割り下げ、が示されている。次に表4を考察していきたい。

借方については次のようになる。額面金額で計上されたものには、
明治政府の藩債処分結果として交付されたものが①～④の八四五〇
円で、①明治六年一月一日に一一〇〇円(五〇〇円証券二枚・一〇
〇円証券を一枚)、②同七年三月八日に一六七五円(一〇〇円証券五

枚・五〇円証券を二枚・二五円証券を三枚)、③同七年二月一
八日に五六二五円(五〇円証券六枚・二五円証券を一〇五枚)、④
同八年三月三〇日に五〇円(二五円証券二枚)を受け取っている。

続いて、取得金額で計上された譲請と購入について述べていき
たい。譲請は⑤～⑥の額面金額一三三五円で、⑤明治八年二月五日
に「為替会社割賦金之内」で額面金額三三五円が二九九円(額面金額
より減価八%)で譲られており、⑥同十三年六月二十七日には京都平井
忠兵衛取次で小林万次郎から額面金額一〇〇〇円を一九三円五八銭
(額面金額より減価八〇・六四二%)で譲られた。購入は⑦同十三年
六月二十七日に額面金額五〇〇円を九六円五〇銭(額面金額より減価八
〇・七%)で買い取っている。

先の史料でもあるように、⑤⑥の「譲請」では一〇〇円当りの価格
は記されておらず、⑦の購入では「拾九円三十錢がへ」とあり一〇〇
円当りの価格が記されているため、その相違で区別される。そして、
①～⑦の額面金額の合計は一万二七五円となるが、借方合計では九〇
三九・〇八円になる。

貸方では、償還である「御割下ケ」が旧公債額面金額の年二%ずつ
で行われた。明治九～二二年では①～⑤(額面金額八七五円)の割
り下げは年一七五円五〇銭である。

特に事情があるのは⑥(額面一〇〇〇円)で、錢佐所有になった明
治十三年六月二十七日段階において、同五～七年の割り下げ分は前所有
者がすでに受け取っており、同八～二二年の割り下げ未収分一〇〇円

を錢佐は同日に受け取っている。

明治一三年二月からは⑥⑦(額面金額一五〇〇円)の割り下げ年三〇円が加わり、①⑦(額面金額一万二七五円)の割り下げは一ヶ年二〇五五〇銭になった。この割り下げで同三年までの二〇年間に四一〇〇円が割り下げられた。そして、同五〇三年に合計五五八八円を割り下げたことになるが、同三年二月の帳簿上の残高三四五一円〇八銭とあるのを最後にこれ以降の割り下げの記載はない。

これ以降も割り下げを継続していくと、計算上端数は出るものの残り二二年は要することになり、明治五年(一八七二)の旧公債償還開始よりの償還期間五〇年と一致する。

3 金禄

金禄公債は明治政府が封建領主・家臣団解体のために交付したものである。この公債は五年間据え置きの後、明治一五年(一八八二)より償還を開始し、同三九年に償還完了となった。

金禄公債の証券には、五%利付(甲号)、六%利付(乙号)、七%利付(丙号)、一〇%利付(丁号)の四種類があり次の特徴がある。

五%利付証券は概ね華族へ交付されたものであって、士族以下の所有するものとは異なり、売買については頻繁に行われてはいない。そのため、明治一八年まで東京株式取引所の相場には上がらなかった。

六%利付証券は同二六年四月三〇日に償還を完了した。七%利付証券は発行高が巨額であったため、公債市場で最も多く取引され、価格も

常に高位を占めていた。また、同二四年九月三〇日に償還を完了している。一〇%利付証券は同一九年六月中に償還を完了した。⁽¹⁸⁾

起業公債は年六%利付で、社会資本充実のための財源調達方法として日本初の生産公債として明治一一年五月に発行され、同二五年一月三一日に償還を完了している。⁽¹⁹⁾

「諸家賞」における見出しは「金禄」(以下「金禄」と示す)とあり、標題は「金禄公債証券・軍事公債証券」と記されている。これを勘定の形式に書き換えたものが表5になるが、借方には購入、貸方には受取利息・抽籤償還・売却・付替などを記した。内容は三種類の利率の金禄公債が主だが、一部に新公債、同一七年六〇九月という短期間だが起業公債が交じる。

他にも軍事公債が、金禄公債・新公債・起業公債の内容が明治二〇年一月六日に「無出入」で勘定が締め切られた後に、記されている。軍事公債は同二七年九月〇二八年六月(一八九四〇一八九五)の購入までを記しているが、同三年の売却までは記していない。軍事公債は次節で述べていくことにする。

次に史料の一部を引用して解説していくが、矢印先には表5からの内容(番号、抽籤償還)に関連している。ここでは特に明治一六〇七年の箇所を示すことにする。

(注 明治一六年)
七月十五日

①、同五百三拾弍円

かし

↓②取得金額

新公債額面八百円代、六十六円五十銭がへ ↓②額面金額

(中略)

↓二月三日

①一、同千八百四拾貳円八拾銭 かし

↓③取得金額

丁號額面千七百円代

↓③額面金額

(中略)

明治十七申一月吉日

↓九月二八日

①一、同百八拾貳円九拾銭 かし

↓⑤取得金額

丁號額面貳百円代、九十一円四十五銭がへ

↓⑤額面金額

十一月十二日

①一、同六円 取

↓⑤利息半年分

乙号金禄貳百円申下半年分

年六朱公債之利

①一、同八拾五円 取

↓③利息半年分

丁号金録千七百円申下半年七月

以降十二月迄年考歩公債之利

(中略)

十二月十八日

①一、同拾六円 取

↓②利息半年分

新公債八百円申七月以降十二

月下半年、年四朱公債之利

十二月二十八日

①一、同千円 取 ↓③抽籤償還

丁号額面千円本年籤当り分

申十二月二十八日

①一、金四拾壹円六拾六銭七厘 取 ↓③償還分利息

丁号的籤二付五ヶ月分

年考割之利

史料では、②新公債(年利四%)、③金禄公債(年利一〇%)、⑤金禄公債(年利六%)の購入があり、明治一七年の受取利息と③金禄公債の一部抽籤償還を示している。金禄公債の利息は上期が五月、下期が一月に交付され、「諸家貸」にも半期毎に受取利息が計上されている。次に表5を考察していきたい。

明治一五年は、借方では①一二月四日に金禄公債(丙号・年利七%、額面金額二二〇〇円)を一五九二円八〇銭(減価二七・六%)で購入している。しかし、貸方では①について公債買入れのとき前渡金とも言える九一円八〇円を払い込んで残金一五〇一円になったが、錢佐では現金一五九二円八〇銭を一旦は支出してしまったため、先にあげた九一円八〇円の取り消しを二月二日行ったものと考えられる。

明治一六年は、借方では②七月二五日に新公債(年利四%、額面金額八〇〇円)を五三三二円で購入(額面金額より減価三三・五%)、③

表5 金禄公債・新公債・(起業公債)

年	月日	摘要	番号	借方 円.	年	月日	摘要	番号	貸方 円.
1882	明治15 12 4	金禄公債(丙号)年7% (額面 2,200円)	①	1,592,800	1882	明治15 12 12	① 買入代金残り1,501円、買入価格1,592円80銭のため、91円80銭を金禄買入直建い分	①	91,800
1883	明治16 7 15	新公債 年4% (額面 800円)	②	532,000	1883	明治16 5 18	金禄額面2,200円、未上半年(公債利息)年7%	①	77,000
1883	明治16 12 3	金禄公債(丁号)年10% (額面 1,700円)	③	1,842,800	1883	明治16 11 26	金禄額面2,200円、未下半年(公債利息)年7%	①	77,000
1884	明治17 6 11	起業公債 年6% (額面 150円)	④	131,250	1883	明治16 12 3	丙号金禄、額面2,200円売却(公債売却)	①	1,989,240
1884	明治17 9 28	金禄公債(乙号)年6% (額面 200円)	⑤	182,900	1883	明治16 12 3	新公債800円、7月以降12月下半年分(公債利息)年4%	②	16,000
1884	明治17 12 3	金禄公債(乙号)年6% (額面 100円)	⑥	85,000	1884	明治17 5 12	丁号金禄額面1,700円、申上半年分(公債利息)年10%	③	85,000
1884	明治17 12 28	金禄公債(丁号)年10% (額面 1,000円)	⑦	1,010,000	1884	明治17 6 3	新公債800円、申1月以降6月半年分(公債利息)年4%	②	16,000
1885	明治18 4 19	金禄公債(乙号)年6% (額面 200円)	⑧	173,000	1884	明治17 11 12	乙号金禄200円申下半年分(公債利息)年6%	⑤	6,000
1885	明治18 12 6	金禄公債(乙号)年6% (額面 100円)	⑨	94,500	1884	明治17 11 12	乙号金禄1,700円申下半年7月以降12月迄(公債利息)年10%	③	85,000
1885	明治18 12 17	金禄公債(丙号)年7% (額面 300円)	⑩	300,000	1884	明治17 12 18	新公債800円申7月以降12月下半年分(公債利息)年4%	②	16,000
					1884	明治17 12 28	丁号額面1,000円本年籤当り分(1,000円/1,700円償還)	③	1,000,000
					1885	明治18 5 5	乙号1,000円の籤に付5ヶ月分(1,000円/1,700円償還)分公債利息	③	41,667
					1885	明治18 5 5	乙号金禄300円、酉年上半年分(公債利息)年6%	⑤⑥	9,000
					1885	明治18 5 5	丁号金禄1,700円、酉年上半年(公債利息)年10%	③⑦	85,000
					1885	明治18 6 2	新公債800円酉1月以降6月上半年分(公債利息)年4%	②	16,000
					1885	明治18 6 2	佐一郎、嘉兵衛名義新公債275円、申年明治17償還で30%分受取	⑤⑥⑧	82,500
					1885	明治18 11 14	乙号金禄500円、酉年下半年分(公債利息)年6%	③⑦	15,000
					1885	明治18 11 14	丁号金禄1,700円、酉年下半年(公債利息)年10%	③⑦	85,000
					1885	明治18 12 11	新公債800円7月以降12月下半年分(公債利息)年4%	②	16,000
					1886	明治19 1 30	丁号額面300円、昨酉籤当り分(300円/1,700円償還)	③⑦	300,000
					1886	明治19 1 30	右、丁号300円の籤に付5ヶ月分(300円/1,700円償還)分公債利息	③⑦	12,501
					1886	明治19 5 11	丁号金禄1,400円成年上半年(公債利息)年10%	③⑦	70,000
					1886	明治19 5 11	丙号金禄300円成年上半年分(公債利息)年7%	⑩	10,500
					1886	明治19 5 11	乙号金禄600円成年上半年分(公債利息)年6%	⑤⑥⑧⑨	18,000
					1886	明治19 6 6	新公債800円成年1月以降6月上半年(公債利息)年4%	②	16,000
					1886	明治19 6 29	丁号額面900円償還之口当り(900円/1,400円償還)	③⑦	900,000
					1886	明治19 6 29	右、丁号900円の籤に付4ヶ月分(900円/1,400円償還)分公債利息	③⑦	29,999
					1886	明治19 7 12	丁号額面500円償還之口当り(500円/500円償還)	③⑦	500,000
					1886	明治19 7 12	右、丁号償還500円分(500円/500円償還)分公債利息	③⑦	25,000
					1886	明治19 11 7	丙号金禄1,800円成年下半年分(公債利息)年7%	⑩⑪	63,000
					1886	明治19 11 7	乙号金禄600円成年半年分(公債利息)年6%	⑤⑥⑧⑨	18,000
					1887	明治19 12 7	新公債800円成年7月以降12月下半年分(公債利息)年4%	②	16,000
					1887	明治20 1 6	(事由の記載なし)	?	585,543
					1887	明治20 1 6	新債座	?	1,737,000
							(額面 3,800円)		8,200,250

一二月三日に金禄公債（丁号・年利一〇％、額面金額一七〇〇円）を一八四二円八〇銭で購入（額面金額の八・四％分の一四二円八〇銭高い）があった。

他方、貸方では次の取引があった。受取利息では①（金禄公債、年利七％）が五月一八日と一月二六日に七七円ずつ一五四円を、②（新公債、年利四％）が二月三日に一六円を受け取り、合計一七〇円になる。公債売却損益では、①は取得金額一五九二円八〇銭（丙号・年利七％、額面金額二二〇〇円）を、一二月三日に一八九九円二四銭（額面金額より減価九・五八％）で売却したため、錢佐は売却益三九六円四四銭を受け取ったことになる。

明治一六年一二月三日の金禄公債の買い替えについては次の点も指摘できよう。①金禄公債（丙号・年利七％、額面金額二二〇〇円）を売却し、③金禄公債（丁号・年利一〇％、一七〇〇円）を購入したが、これは③額面価格一七〇〇円（年利一〇％、受取利息一ヶ年一七〇円）が、受取利息になると①額面金額二二〇〇円（年利七％、受取利息一ヶ年一五四円）より有利になることが象徴されている。

明治一七年はまず次のような取引があった。④六月一日に起業公債（年利六％、額面金額一五〇円）を一三一円二五銭で購入（額面金額より減価二一・五％）したが、④九月二八日には一三九円五〇銭（額面金額より減価七％）で売却したため、売却益八円二五銭出たことになる。④起業公債売却と同日の⑤九月二八日に金禄公債（年利六％、額面金額二〇〇円）を一八二円九〇銭で購入（額面金額より減

価八・五五％）した。そして、⑥一二月三日には金禄公債（年利六％、額面金額一〇〇円）を八五円で購入（額面金額より減価一五％）している。更に、⑦二月二八日に金禄公債（年利一〇％、額面金額一〇〇〇円）を一〇一〇円（額面金額の一％分の一〇〇円高い）で購入するが、同日の③二月二八日に額面金額一七〇〇円の内一〇〇円が償還されたため、その分の補充と見える。

他方、貸方では次の取引があった。受取利息では③（金禄公債、年利一〇％）が五月二日と一月二日に八五円ずつ一七〇円と③の内一〇〇〇円で償還分公債利息五ヶ月分四一円六六・七銭の計二一円六六・七銭を、②（新公債、年利四％）が六月三日と二月一八日に一六円ずつ計三二円を、⑤（金禄公債、年利六％）が一月二日に六円を受け取り、合計二四九円六六・七銭を受け取ったことになる。

明治一八年は、借方では⑧四月一九日に金禄公債（乙号・年利六％、額面金額二〇〇円）を一七三元で購入（額面金額より減価一三・五％）、⑨二月六日に金禄公債（乙号・年利六％、額面金額一〇〇円）を九四円五〇銭で購入（額面金額より減価五・五％）、⑩同月一七日に金禄公債（丙号・年利七％、額面金額三〇〇円）を三〇〇円で購入（等価）があった。

他方、貸方では六月二日に八二円五〇銭が示されているが、具体的には「新公債申年、二十五円三枚佐一郎名義、五十円四枚嘉兵衛名義、七十円籤当引残徳」とある。つまり、新公債で逸身佐一郎名義

の計七五円と高木嘉兵衛名義の計二〇〇円が、明治一七申年に籤に当たり償還された。償還分二七五円は、その七〇％（一九二円五〇銭）が逸身佐一郎と高木嘉兵衛が受け取ったが、三〇％（八二円五〇銭）は逸身佐兵衛に渡されたため徳として処理した。受取利息では③⑦（金禄公債、年利一〇％）が五月五日と二月一四日に八五円ずつ一七〇円を、⑤⑥（金禄公債、年利六％）（額面金額三〇〇円）が五月五日に九円と⑤⑥⑧（額面金額五〇〇円）が一月一四日に一五円の計二四円を、②（新公債、年利四％）が六月二日と二月一日一六円ずつ三二円を受け取り、合計二二六円を受け取ったことになる。

明治一九年において、貸方の受取利息は次のようになる。③⑦（金禄公債、年利一〇％）が五月一日に七〇円、（金禄公債、年利七％）に関して⑩は五月一日に一〇円五〇銭と⑪は一月七日に六三円の計七三円五〇銭、⑤⑥⑧⑨（金禄公債、年利六％）が五月一日と二月七日に一八円ずつ三六円、②（新公債、年利四％）が六月六日と二月七日に一六円ずつ三二円を受け取っており、小計二一五〇銭となる。

明治一九年六月中に金禄公債（丁号・年利一〇％）は償還完了となるため、錢佐でも所有する③⑦の額面金額一七〇〇円が償還された。その償還は、一月三〇日に額面金額三〇〇円で償還分公債利息五ヶ月分一二円五〇・一銭、六月二九日に額面金額九〇〇円で償還分公債利息四ヶ月分二九円九九・九銭、七月二日に額面金額五〇〇円で償還分公債利息二五円が交付されたが、それら受取利息の小計は六七円五

〇銭になる（同一九年に関する二つの小計の合計は二七九円）。

金禄公債に関し、（丁号・年利一〇％）の明治一九年六月中での償還完了は、次に（丙号・年利七％）を愛好させることになった。錢佐においても借方では、まず、⑩同一八年二月一七日に額面金額と取得金額一致で三〇〇円を購入したが、その後は金禄公債（丙号・年利七％）の価格上昇が窺われる。⑪同一九年七月二日に額面金額一五〇〇円を一六二九円（額面金額の八・六％分の二二九円高い）で購入しており、年利分（一〇五円）よりも高くなったことが窺える。その後価格は下がるが、⑫同年二月二日に額面金額六〇〇円を六二七円（額面金額の四・五％分の二七円高い）で購入している。

明治一九年年末において借方にある未償還の公債は表5で網かけされた箇所になり、新公債（年利四％）八〇〇円、金禄公債（乙号、年利六％）六〇〇円、金禄公債（丙号、年利七％）二四〇〇円で、合計は額面金額三八〇〇円（借方の取得金額は三六二三円四〇銭）である。

明治二〇年一月六日には、貸方において事由の記載が無い五三五円五四・三銭が処理されており、次に先述のように一七三七円が新債座（新公債）へ付け替えられて勘定は「無出入」となった。²¹⁾

「諸家貸」の金禄については、年利の高い公債を中心に記され、受取利息についても具体的な記載があるため、資産運用を目的とした勘定だったと考えられる。

4 見出し・標題なし(旧公債・新公債・軍事公債)

「諸家貸」では見出しと標題は記されていないが、明治一三年六月(同三二年一月(一八八〇)~一八九九)の旧公債と新公債と軍事公債が記されている。見出しと標題が記されていないため便宜上の勘定名を「(旧公債・新公債・軍事公債)」として、これを勘定の形式に書き換えたものが表6になる。借方には購入・付替を、貸方には抽籤償還・売却などを記した。ここでも注意を要するのは、新公債の年四%の受取利息に関しては記されておらず、旧公債に関しても割り下げは記されておらず勘定の最後も一〇九円一四銭が残っている。しかし、ここには他公債の勘定との内容重複が二点ある。

一つは、「諸家貸」の「新公債」について、表3の貸方でも示したが明治二六年五月五日(一六日)同二九年四月二日(一八九三)一八九六)の三件の償還一万七六二五円は、表6の貸方の三件の③は同一と考えられる。しかし、表6の借方の③同一年二月一八日一万七六二五円が、表3の借方①②④⑨のどれに該当していくかは不明である。二つは②軍事公債について、「諸家貸」の金録でも「無出入」後の同二七年九月一九日(同二八年六月一八日(一八九四)一八九五)にその購入があり、他方で「諸家貸」の見出し・標題なし(旧公債・新公債・軍事公債)でも同二七年一〇月三十一日(同三二年六月一日)にその購入と売却が記されている。それでは次に表6を考察していきたい。

軍事公債については、日清戦争の戦費調達を目的に明治二七年八月

一六日勅令第一四四号軍事公債条例、一〇月二四日法律第二五号、同二八年三月四日法律第八号により、発行された総額一億二五〇〇万円の公債を言う場合がある。日清戦争では戦費の五二%の一億一六八〇万円が公債・借入金で調達されており、軍事公債は年五%利付だった。第一回発行・第二回とも、これに対する払い込みは同二八年六月三〇日を以て終了している。⁽²⁾

借方でも注意を要するのは、明治一三年六月二七日の①②がある。①旧公債は額面金額一四九円五〇銭を二八円四〇銭(額面金額より減価八一%)で買い取るが、帳簿上では一〇九円一四銭と計上されているため額面金額との間には差額一一円九六銭がある。この差額は、一四九円五〇銭の二%が二円九九銭(一ヶ年償還分)であり、四ヶ年償還分で一一円九六銭になる。②新公債は額面金額一二円五〇銭を七円五〇銭(額面金額より減価四〇%)で買い取り、帳簿上ではその残高五円で計上されたが、②同二九年四月二日に貸方で処理されている。

他方、銭屋佐一郎の「銀控帳」でも、明治一一(一八七八)~一八八〇)に公債の受取利息が見える。同一年二月の「諸公債之徳」が一〇〇円六一・三五銭、同一年二月の「諸公債金銀貨徳」が五六二円六〇・八銭である。同二三年六月の「諸公債金銀貨徳」では一一三〇円七一・三銭、支出では一〇九円一四銭が「旧公債、百四拾九円五十銭之内、子々卯迄(明治九~一二)年々式円九拾九銭ツ、御割下ヶ引残り百卅七円五十四銭、額面売直違分」、五円が

表6 (旧公債・新公債・軍事公債)

年	月日	摘要	借方	年	月日	摘要	番号	貸方
1880	明治13 6 27	旧公債 償還残分	109.14				①	円.
1880	明治13 6 27	新公債	5.00				②	
1885	明治18 2 18	新公債 伯太・土州・吉田・為替会社分 (額面金額)	17,625.00				③	
1894	明治27 9 19	軍事公債 第一軍・初納	2,000.00	1893	明治26 5 16	明治26年籤当り(新公債)	③	16,225.00
1894	明治27 10 31	軍事公債 第一軍・二納	2,000.00	1894	明治27 5 4	明治27年籤当り(新公債)	③	300.00
1894	明治27 11 30	軍事公債 第一軍・三納	2,000.00					
1894	明治27 12 27	軍事公債 第二軍・初納	1,700.00					
1895	明治28 1 31	軍事公債 第二軍・二納	1,700.00					
1895	明治28 2 16	軍事公債 第一軍・四納	2,000.00					
1895	明治28 2 16	軍事公債 第二軍・三納	1,700.00					
1895	明治28 3 18	軍事公債 第一軍・五納	4,000.00					
1895	明治28 3 18	軍事公債 第二軍・四納	1,700.00					
1895	明治28 4 16	軍事公債 第一軍・六納	2,000.00					
1895	明治28 4 16	軍事公債 第二軍・五納	3,400.00					
1895	明治28 5 16	軍事公債 第一軍・七納	4,000.00					
1895	明治28 5 16	軍事公債 第二軍・六納	2,550.00					
1895	明治28 6 18	軍事公債 第一軍・八納	2,000.00					
1895	明治28 6 18	軍事公債 第二軍・七納	3,400.00					
				1896	明治29 4 21	明治29年籤当り(新公債)	③	1,100.00
				1896	明治29 4 21	新公債償還済違い分	②?	5.00
				1899	明治32 6 14	軍事公債売却	④~⑪	36,150.00
				1899	明治32 6 14	旧公債残分	①	109.14
			53,889.14					53,889.14

表7 錢佐における受取利息等の推計

年	新公債 受取利息	金禄公債	公債売
		受取利息	却益等
	円.	円.	円.
1873	明治6	209.0	
1874	明治7	1,644.0	
1875	明治8	2,207.5	
1876	明治9	2,230.0	
1877	明治10	2,230.0	
1878	明治11	2,230.0	
1879	明治12	2,230.0	
1880	明治13	2,230.0	
1881	明治14	2,230.0	
1882	明治15	2,271.0	
1883	明治16	2,232.0	170.000
1884	明治17	2,232.0	249.667
1885	明治18	2,232.0	226.000
1886	明治19	2,232.0	279.000
1887	明治20	2,232.0	
1888	明治21	2,232.0	
1889	明治22	2,264.0	
1890	明治23	2,296.0	
1891	明治24	2,296.0	
1892	明治25	2,296.0	
1893	明治26	2,296.0	
1894	明治27	1,647.0	
1895	明治28	1,635.0	
1896	明治29	1,635.0	

注)「諸家徳」(文政2年～明治8年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書7 36])の新公債徳は、明治6年が338円(額面金額8450円と推計)、同7年が2833円(額面金額7万825円と推計)、同8年が1230円(額面金額3万750円と推計)。

「新公債、拾式円五拾銭分直違」が計上されており、これが①②に該当しよう。つまり、この旧公債一〇九円一四銭と新公債五円は、逸身佐兵衛に譲られ同一三年六月二十七日に処理された。

③ 明治一八年二月一八日に「額面口分、伯太・土州・吉田、為替会社分」一万七六二五円とあり、「諸家賃」の新公債と重複して計上されているものと考えられる。

④ ⑪明治二七年九月～同二八年六月(一八九四～一八九五)は軍事公債三万六一五〇円を募集申し込みの上で購入した。④⑪同三二一年六月一四日にこの軍事公債は等価で売却しているが、額面金額は三万七〇〇〇円と記している。この勘定で最終的に残ったものは①だ

が、この後の処理の記載はない。

三 受取利息等の推計

錢佐が政府より受け取った新公債と金禄公債の受取利息について大凡の推計を試みるが、それを示したものが表7になる。まず利息交付時期は、表5では新公債が額面金額の四%分を半分ずつを六月上旬と一月上旬、金禄公債が額面金額の各利率分(錢佐では六%、七%、一〇%)を半分ずつを五月上旬と一月上旬だったことが窺える。新公債の表3では、貸方に受取利息の記載がないため他で利益処分

がされたものと考えられるが、受取利息の推計は利息交付日も考慮に入れ額面金額の残高に依存して試みることにする。

政府より新公債が交付された時期である明治六～八年（一八七三～一八七五）は次のようになる。同六年は額面金額五二二五円であるため受取利息は二〇九円。同七年は上期（四月一八日まで）の額面金額三万八〇七五円（①～③）の受取利息は七六一円五〇銭、下期（一月一八日まで）の額面金額四万四二二五円（①～⑤）の受取利息は八八二円五〇銭、合計すると一六四四円。同八年は上期（三月三〇日まで）の額面金額五万四六二五円（①～⑦）の受取利息は一〇九二円五〇銭、下期（一月一五日まで）の額面金額五万五七五〇円（①～⑨）の受取利息は一一一五円、合計すると二二〇七円五〇銭。

⑨の受取利息は一一一五円、合計すると二二〇七円五〇銭。

そして、明治九～一四年（一八七六～一八八二）は額面金額五万五七五〇円で変動はないため、この受取利息は一ヶ年に二二三〇円。

明治一五～二二年（一八八二～一八八九）は錢佐で新公債が購入された時期である。同一五年は額面金額の変動と受取利息は次のように考えられ、上期は四月二日に額面金額三四五〇円が償還されるが、同日に二〇〇〇円（⑩）も購入しているため、二〇〇〇円を加えて額面金額五万七七五〇円になり受取利息は一一五五円、下期は額面金額五万七七五〇円より償還分三四五〇円を差し引き、七月に一五〇〇円（⑪⑫）を購入したため額面金額五万五八〇〇円になり受取利息は一一六円、合計すると二二七一円。

明治一七年四月に額面金額一〇〇〇〇円の償還と購入（⑬）があるも

の、同一六～二二年（一八八三～一八八八）は額面金額五万五八〇〇円と考えられ、受取利息は一ヶ年に二二三二円になると推計される。その理由として、同一〇年一月六日の付替等（⑭⑮）の一七八七円を除外すれば、同一〇年と二二年についても額面金額五万五八〇〇円の状態であると言える。

明治二三年は、上期が額面金額五万五八〇〇円であるため受取利息一一六円、下期は七月に一六〇〇円を購入したため額面金額五万七四〇〇円になり受取利息一一四八円、合計すると二二六四円。

明治三三～二五年（一八九〇～一八九二）は額面金額五万七四〇〇円になるため、受取利息は一ヶ年に二二九六円。

明治二九年の償還終了が近づくにつれて、錢佐所有の新公債も同二六年より本格的に償還されていったが、この時期の受取利息も大凡で推計したい。同二六年は額面金額五万七四〇〇円分で受取利息二二九六円、同二七年は額面金額四万一一七五円分で受取利息一六四七円、同二八～二九年（一八九五～一八九六）は額面金額四万八七五円分で受取利息が一ヶ年に一六三五円と考えられる。

主に金禄公債の表5では、新公債額面金額八〇〇円が交じりその受取利息も含まれていることを断っておく。明治一六年は受取利息一七〇円と売却益三九六円四四銭の合計は五六六円四四銭、同一七年は受取利息二四九円六六・七銭と売却益八円二五銭の合計は二五七円九一・七銭、同一八年は受取利息二二六円と利益八二円五〇銭の合計は三〇八円五〇銭、同一九年は受取利息二七九円になる。

表7における新公債の受取利息の推計の意義は、それら全てを合計すると約五万円に及び、⁽²⁴⁾ 錢佐の資本形成上でも大きな貢献を果たしたものと考えられる。

おわりに

これまでの考察から、錢佐が所有する公債では、新公債が受取利息や償還で最も重視され、次いで金禄公債も資産運用手段とされていたことが窺い知れよう。また、錢屋佐一郎「銀控帳」では公債利息の他に金銀貨取引による利益も見受けられ、野村など明治の両替商の活動も窺わせる。

特に本稿では新公債に関して、「諸家貸」の新公債の額面金額残高に基づき受取利息の推計を試みた。しかし、「諸家徳」での明治六八年（一八七三～一八七五）の新公債徳と受取利息の推計高は対応しないため、当然の事としてそれは錢佐が所有する新公債の額面金額残高の実態にも齟齬が生じる。そのため、錢佐の公債からの受取利息を把握していくことは、近代資本家の資産例を明らかにしていく上で意味を持つと考えられるが、正確に計算していくことは困難である。本稿での分析から錢佐の公債についての結論は次の二点になる。

一つは、新公債では交付・譲受の他に、購入もついても積極的に行われている。基本的に新公債は、錢佐からそれについての売却は行われておらず、所有した全てのものが最後まで償還されている。他方、

旧公債についても明治三二年までは政府から交付された分も含めてそのまま所有されて償還されていた。錢佐の大名貸債権だったものは多くが新公債に変化し、錢佐はそれを保持することで償還や受取利息の意味でも経済的余力になったことは確かだと考えられる。

二つは、金禄公債に関し錢佐ではほぼ年に一度は利率の高い金禄公債を六〇〇～二二〇〇円の間で購入している傾向が見られる。その投資対象となった金禄公債は、最初は七%利付だったが一〇%利付へとシフトし、一〇%利付が償還終了になるとまた七%利付へと戻っていった。そのため、金禄公債勘定は利率の高い公債が多いことから、受取利息を目的とした勘定だったと考えられる。

今後の課題として、錢佐より古く経営規模も大きいが、朝敵藩への集中投資傾向や藩債処分での旧公債が多い点は錢佐とは対照性が見られる両替商森本家近江屋半左衛門・猶之助の事例を分析していきたい。

〔付記〕 本稿は逸身家文書研究会での報告をもとに作成している。

注

(1) 「諸家貸」(嘉永元年～明治一九年)大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七―一)。

(2) 小林延入「史料解題」6 諸家貸 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛1 四代佐兵衛評伝』東京大学出版会、二〇一四年、三七六～三七七頁。

- (3) 中原家鴻池屋でも「座」と称している(中川すがね「中原庄兵衛家『万留帳』の分析」『待兼山論叢(史学篇)』二四号、大阪大学、一九〇年)。
- (4) 主に次の成果があげられる。『大坂両替商逸身家文書現狀記録調査報告書』東京大学、二〇一〇年。『共同研究成果報告書10—大坂の両替商 銭屋佐兵衛の研究と展示』大阪歴史博物館、二〇一六年。逸身喜一郎・八木滋「両替商銭屋佐兵衛の分家と別家」『大阪歴史博物館 研究紀要』一四号、二〇一六年。
- (5) 小林延人「幕末維新期における銭佐の経営」一九七〜二〇七頁、須賀博樹「銭佐と因州鳥取藩」三二七〜三四三頁、中西聡「逸身銀行の設立・展開とその破綻」二二七〜二三三頁(逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 銭屋佐兵衛? 逸身家文書研究』東京大学出版会、二〇一四年)。野田正穂は公債取引を次のように述べる。明治九年に改められた国立銀行条例で公債納入額を「市中売買ノ時相場(一八条)」としており、金禄公債交付開始の同一一年七月までに三九の国立銀行が設立され、これらは公債を両替商などから買い入れる必要があった。その後の野村など明治の銭両替から公債取引所、そして株式取引所への発達を述べている(野田正穂「明治初期の公債投機と株式取引所の成立」『金融経済』九九号、有斐閣、一九六六年)。
- (6) 『明治大正大阪市史』(七巻史料篇)一九三三年、一一五六頁。
- (7) 『明治大正大阪市史』(七巻史料篇)一九三三年、一一五七頁。
- (8) 「諸藩貸上明細」(明治六年)大阪商業大学商業史博物館所蔵。佐古慶三教授収集文書…銭屋F一〇—三〇)。以下「佐古文書」と略す。
- (9) 「藩債輯録」大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』九巻 明治文献資料刊行会、一九六三年、一一頁。
- (10) 「日記」(慶応四年七月—二月)『佐古文書』銭屋F一〇—一九)。
- (11) 「諸藩貸上証文写」(明治)『佐古文書』銭屋F一〇—二四)。
- (12) 加島屋作兵衛家文書にある小田原藩債の「加島屋専蔵出銀高書抜」(元治元年)慶応二年(国文学研究資料館所蔵 加嶋屋長田家文書…二六七一—〇四五)もこの性格の史料である。
- (13) 『明治財政史』(八巻 国債一)吉川弘文館、一九七二年、八三九—八四〇頁。
- (14) 銭佐における新公債の購入価格の傾向は、額面金額一〇〇円に対し明治一五年では五五・五六・二円だったが、同一七年では七六・四円、同二年では六六・六五円というように上がっている。
- (15) 「諸家徳」(文政二年)明治八年(大阪歴史博物館寄託 逸身家文書 七—三六)。
- (16) 新公債の利息は額面金額の年四%であるため、そこから額面金額を推計した。
- (17) 『明治財政史』(八巻 国債一)吉川弘文館、一九七二年、八四一—八四二頁。『明治財政史』(九巻 国債二・準備金)吉川弘文館、一九七二年、二五七頁。
- (18) 『明治財政史』(八巻 国債一)吉川弘文館、一九七二年、八四四—八四九頁。『国史大辞典』。
- (19) 『明治財政史』(八巻 国債一)吉川弘文館、一九七二年、八五〇—八五一頁。戒田郁夫「明治前期における日本の国債発行と国債思想」関西大学出版部、二二頁。戒田郁夫による明治一一年の起業公債発行時の研究では、京阪の公債応募状況について次のように述べている。大阪での応募勧誘には五代友厚が大きな貢献を果たしており、他方で大阪の資産家の中には起業公債を旧幕府の御用金同様に心得違いをする者も多かったという。公債証書は無記名で利子つき、紙幣と同様であるため商売の取引勘定にも使用できる利便さもあつたが応募が京都より少ないのは、大阪経済に構造変化があつたからであり、それは金貸しより商人が多くなつたことを明らかにしている(戒田郁夫「明治前期における国債思想の展開—起業公債発行問題をめぐって(一)—」『関西大学経済論集』四一卷五号、一九九二年、一八—二二頁)。
- (20) 一一月一四日の金禄公債の受取利息は計一〇〇円(③⑦と⑤⑥⑧)だが、それは⑨一二月六日の金禄公債(乙号・年利六%、額面価格一

- 〇〇円)の購入代金九四円五〇銭に充てられたようにも見える。
- (21) 計三二七二円五四・三銭に関する二つの処理は不明である。
- (22) 『明治財政史』(八巻 国債一) 吉川弘文館、一九七二年、八五六～八五七頁。『国史大辞典』。
- (23) 「銀控帳(錢屋佐二郎店)」(天保九年～明治二年(大阪歴史博物館 寄託 逸身家文書二一五四))。
- (24) 新公債受取利息四万九四六八円五〇銭、金禄公債受取利息九二四円六六・七銭、合計すると五万三九三円一六・七銭。